

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

- 給付対象者 ①令和3年9月分（令和3年9月生まれの方は10月分）の児童手当の対象となっている方（令和2年の所得が児童手当所得制限限度額以上である特例給付受給者は対象となりません）
②平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方（高校生相当）
③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた方
- 給付金額 対象者1人につき10万円
- 申請が必要な方 ①平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方（高校生相当）の保護者
②所属する官公庁から児童手当が支給されている公務員
③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた方の保護者
※本町（福祉課）から令和3年9月分の児童手当を支給されている方と、令和3年9月生まれで10月分の児童手当を支給される方は、申請の必要はありません。
- 申請受付期間 1月14日（金）から3月15日（火）
※令和4年1月以降に生まれた方は、出生届時の手続きとなります。
- 申請方法 町ホームページまたは役場窓口と各支所に設置する申請書等に必要事項を記入の上、下記担当窓口または各支所に提出してください。
- 支払方法 公務員以外の対象者には、児童手当を受給する口座に振り込みます。
公務員等の対象者には申請受付後、随時届出のあった口座に振り込みます。
問合せ／福祉課 こども・子育て担当（内線1313）

令和4年度

総務課から

別海町会計年度任用職員採用試験のご案内

別海町会計年度任用職員を次のとおり募集します。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

採用職種、採用予定人数、勤務先、受験資格

職 種	採用予定人数	勤務先・受験資格
1 事務員（パートタイム）	8名程度	町長部局・委員会等
2 保育士（フルタイム）	6名	町内各保育園 保育士資格、幼稚園教諭免許いずれかの所有者（取得見込者も含む）
3 支援相談員（フルタイム）	2名	子育て支援センター（中央児童館内） 教育、子育て支援事業関係の経験のある方（資格は問いません）
4 栄養士兼調理員（フルタイム）	1名	町内各保育園 栄養士資格保有者（取得見込者も含む）
5 幼稚園教諭（フルタイム）	2名	町内各幼稚園 保育士資格、幼稚園教諭免許いずれかの所有者（取得見込者も含む）

※地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1)禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることができなくなるまでの方
- (2)別海町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

※勤務時間が正職員と同様の場合はフルタイム、正職員より短い場合はパートタイムとなります。

※採用職種別の併願をご遠慮ください。

試験日等

	職 種	試験日	試験開始時間
1	事務員（パートタイム）	2月3日（休）	午前9時
2	保育士（フルタイム）	2月10日（休）	午前9時
3	支援相談員（フルタイム）	1月21日（金）	午前9時
4	栄養士兼調理員（フルタイム）	2月4日（金）	午前9時
5	幼稚園教諭（フルタイム）	2月10日（休）	午後1時30分

■試験内容 面接試験 ■試験会場 別海町役場

■受付期限
 ・事務員、栄養士兼調理員 1月28日（金）
 ・保育士、幼稚園教諭 2月7日（月）
 ・支援相談員 1月17日（月）

■受付場所 別海町役場総務部総務課人事厚生担当
 〒086-0205 別海町別海常盤町280番地 TEL75-2111（内線2114）

■提出書類 所定の申込書（履歴書）がありますので役場総務課にお問い合わせください。（町ホームページからもダウンロードできます。）

町ホームページ
検索キーワード

職員採用情報



新年の交通安全について



新年の始まりは、車を使用する機会が多くなることから、路面凍結によるスリップ事故や視界不良による接触事故等の危険が増えます。シートベルトは全席着用し、スピードダウンや早めのブレーキなど、冬道にあった運転を心掛けましょう。

また、1月はお酒を飲む機会が増える時期です。車を運転する場合は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。または、お酒を飲まない方(ハンドルキーパー)を決め、送迎を依頼しましょう。

問合せ/防災・交通担当 (内線2116・2117)

防災対策

防災用品の備えは避難行動や避難生活に心の余裕をもたらします

災害が起きると、避難所での生活や、ライフラインが止まった不自由な生活を余儀なくされることがあります。

そのような場合に備えて、避難時に持ち出す「非常持出品」、災害後の自宅や避難所での生活を支える「非常備蓄品」、外出先での被災に備えた「常時携行品」と「車載常備品」などの準備をしておきましょう。

- 備蓄品は定期的に点検しましょう。特に、食品や飲料水の賞味期限、薬の有効期限、電池の使用推奨期限などをチェックし、期限が切れないように入れ替えをしておきましょう。
- 冬季の寒さを想定した準備をしましょう。
- 水道、電気、ガスなどのライフラインが止まった状態を想定して準備しましょう。
- 地震による家屋の倒壊や、津波の襲来などの危険が迫っている場合は、非常持出品であっても無理に持ち出さず、避難行動を優先させましょう。

各対策品の例

■非常持出品 (避難時に持ち出すもの)

- 懐中電灯 ・ラジオ ・電池 ・カイロ ・救急道具 ・貴重品(免許証、保険証、通帳と印鑑など)
- ろうそく、ライター ・ビニール袋 ・マスク (無い場合は鼻や口を覆うハンカチ等)
- アルコール消毒液 (無い場合はウェットティッシュ等) ・体温計
- 10円玉 (公衆電話は災害時に優先的につながるので多めに) ・衣類
- 生理用品 ・紙おむつ ・モバイルバッテリー ・薬 ・お薬手帳 ・哺乳瓶 など

■非常備蓄品 (災害後の自宅や避難所での生活を支えるためのもの)

- 食料品 (米、パン、レトルト食品、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど) ・飲料水
- 毛布 ・ポータブルストーブ ・ガスこんろ ・マスク ・ティッシュ ・予備ガスボンベ
- 洗面用具 ・トイレトペーパー ・ガムテープ ・灯油 など

■常時携行品 (外出先での被災に備えて持ち歩くもの)

- 懐中電灯 ・ラジオ ・ハザードマップ
- ホイッスル (閉じ込められた時などに場所を知らせます) など

■車載常備品 (運転中の被災に備えて車に積んでおくもの)

- 防寒着、毛布 ・雨具、長靴 ・スコップ ・手袋 ・ブースターケーブル ・けん引ロープ
- スノーブラシ ・簡易トイレ など



災害はいつ起こるか分かりません。以上のことに気を付け、備えておきましょう。

問合せ/防災・交通担当 (内線2116・2117)